平成２９年（フ）第３６２号
千葉県富里市日吉倉362番地５
債務者　林　　寿子
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２３４号
群馬県高崎市南新波町138番地　市住２号棟232号
債務者　河村　賢司
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１６２１号
埼玉県久喜市南２丁目９番15号　みどり荘Ａ103
債務者　木村　　香
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６６７号
埼玉県入間市大字下藤沢658番地９
債務者　濱名　　翼
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６７２号
埼玉県入間市豊岡１丁目９番10号　205
債務者　外崎けい子（旧姓西山）
１　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１８号
高知市知寄町３丁目216番地　朝日プラザ知寄町パサージュ504号室、申立時の住所高知市福井町497番地21
債務者　白石　美勝
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９９号
高知市薊野西町１丁目16番４号
債務者　吉本　真代
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０２号
高知市朝倉己253番地１　メゾン七宝401
債務者　和下田博司
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３１３号
高知県南国市下野田495番地３　アバンギャルド・ツインズⅡ201
債務者　池知　裕一
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８８号
北海道旭川市川端町３条７丁目３番７号　ブレンドハイツ101号室
債務者　山田　園美
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２０２号
大阪市都島区東野田町１丁目16番11号　サンスリーハイツ京橋　302号
債務者　森下　　鮎
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２９２号
大阪府八尾市緑ケ丘４丁目72番地の17
債務者　前田　英司
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２９６号
大阪市港区市岡１丁目４番20号　ポートビラエンドウ　403号、前住所大阪市住之江区御崎７丁目13番８号
債務者　丸笹　純也
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３２号
静岡市葵区田町７丁目76番地　レジデンス田町102
債務者　齋藤慎太郎
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５００号
静岡県磐田市東新町１丁目２番12―604号
債務者　小長谷英明
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
岩手県宮古市佐原１丁目２番52―506号　県営住宅、旧住所岩手県宮古市中里団地１番１号　愛宕公園仮設住宅９棟４号
債務者　竹林　直樹
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月22日午前11時10分
盛岡地方裁判所宮古支部